

文教福祉常任委員会日程

令和元年12月13日

午前 9時 本会議場

1. 委員長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議 題

- (1) 議案第 1 号 指定管理者の指定について
- (2) 議案第 5 号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 6 号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 9 号 令和元年度八街市一般会計補正予算中、
第1表歳入歳出予算補正の内
歳出2款総務費の内3項、3款民生費、
4款衛生費の内1項1目及び3目、9款教育費
10款災害復旧費の内3項
第2表繰越明許費の内9款教育費
第3表債務負担行為補正1追加の内
(68) から (77) 及び (105) から (122)
- (5) 議案第10号 令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- (6) 議案第11号 令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算について

文教福祉常任委員会会議録

招集年月日	令和元年12月13日(金)				
招集場所	八街市役所 本会議場				
開閉会時刻	開会	午前 9時00分	委員長	加藤 弘	
及び宣告	閉会	午後13時49分	副委員長	山口孝弘	
委員の氏名	氏名		出・欠	氏名	出・欠
	加藤 弘		出	小菅 耕二	出
及び	山口孝弘		出	栗林 澄恵	出
出欠の有無	京増 藤江		出	小向 繁展	出
	小高 良則		出		
委員外議員	議長 鈴木 広美		出		
委員会に出席した			主査 須賀澤 勲		
事務局職員職氏名	主査 嘉瀬 順子		主査補 吉井 博貴		
八街市議会委員会条例	市民部長 和田 文夫		市民課長 春日 葉子		
第18条の規定により	国保年金課長 吉田 正明		社会福祉課長 日野原 広志		
説明のため出席した者	障がい福祉課長 高梨 富美子		つくし園長 斉藤 照美		
	高齢者福祉課長 田中 和彦		老人福祉センター所長 土屋 裕子		
の職氏名	子育て支援課長 高山 由美子		健康増進課長 飛田 雅章		
	その他関係職員				
	教育次長 関 貴美代		教育総務課長 川名 弘晃		
	学校教育課長 西貝 喜彦		社会教育課長 兼中央公民館長 小川 正一		
	スポーツ振興課長 市川 明男		兼郷土資料館長		
	図書館長 中澤 ゆかり		学校給食センター所長 酒和 裕一		
	その他関係職員				
議題	別紙日程表のとおり				

(開会 午前10時00分)

○加藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおりです。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に小高良則委員、小菅耕二委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり6件です。

委員の皆様申し上げます。これから当委員会所管事務に係る現地調査を行いますので、総合保健福祉センター前に集合願います。再開後は議案第1号から審査を行います。

では、お願いします。

(休憩 午前10時00分)

(再開 午前11時28分)

○加藤委員長

再開します。

日程に入る前に報告します。小川社会教育課長兼中央公民館長は体調不良のため、説明及び答弁は担当班長が行います。

以上で報告を終わります。

議案第1号、指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○高梨障がい福祉課長

それでは、議案第1号、指定管理者の指定について、ご説明いたします。

付議案の2ページをごらんください。

八街市障がい者就労支援事業所は、八街市障がい福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、社会福祉法人光明会が指定管理者として管理をしておりましたが、令和2年3月31日で期間が満了となります。このことから、行財政改革推進本部会で、現在の指定管理期間終了後も指定管理者制度による管理を継続するため、改めて指定管理者を公募する方針が決定されました。

この方針に基づき募集をした結果、社会福祉法人光明会からの応募がありました。八街市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例同施行規則及び八街市指定管理者制度導入ガイドラインに基づき、指定管理者選定委員会を開催し、応募団体からの申請書類及びプレゼンテーションの審査の結果、選定基準を満たしていることから、社会福祉法人光明会が指定管理者の指定に係る候補者として選定されました。つきましては、令和2年4月1日からの八街市障がい者就労支援事業所の指定管理者として、社会福祉法人光明会を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

それでは、現在、この事業所におきまして管理をしている状況等に対してお伺いいたします。

現在、どのような状況で管理されているのか、職員であったり、また、障がい者が、どのぐらいの人数の障がい者がここで作業をしているのか、まず、お伺いいたします。

○高梨障がい福祉課長

現在、この障がい者就労支援事業所では、職員といたしましては配置基準がありまして、管理者1名と常勤の1名以上のサービス管理責任者及び利用者数に応じた職業指導員及び生活支援員が職員として配置されております。定員は20名になっておりまして、平成30年度の契約者数は37名で、延べ年間の利用者数は5千799人となっております。

○小高委員

定員が20名でという話ですけど、1日当たりの定員だと思うんですけど、それを超えるようなことはなかったという認識でよろしいでしょうか。

○高梨障がい福祉課長

こちらの事業所は精神障がいの方が通所される施設になりまして、そういう方というのは、障がいの特性から毎日連続した通所がなかなか困難な方が多いということなので、定員を超えて契約をされているということになります。

○小高委員

この施設におきまして、八街市として支出している予算はいかほどかお伺いいたします。また、その明細があればお願いいたします。

○高梨障がい福祉課長

建物の建っている土地の賃借料として2名の方に対して38万2千849円という支出をしております。

○小高委員

この作業所での作業内容、一部ではペットボトルのキャップを洗っているような話を聞いたことがあるんですけど、現在の作業内容は、通所をしている人はどのような作業をしているのか、お伺いいたします。

○高梨障がい福祉課長

現在の作業内容といたしましては、マジックペンの組み立てであったり、トマトのパック詰めなどを行っているそうです。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小向委員

お伺いさせていただきます。

指定管理者として継続をするということを決定されたようですが、期間満了後に改めて別の団体が新規として参入、応募とか、そのような件はございましたでしょうか。

○高梨障がい福祉課長

公募をしたんですけれども、応募をされてきたのが今回の光明会だけだったということになります。

○小向委員

そのことについては承知いたしました。

私が今まで関与してきたお話の中で、障がい者をお持ちのご世帯から、親御さんから、八街市内には障がい児を受け入れる施設が少ないということで、光明会さんの話を伺ったところ、法令で決められた人数以上には受け入れられないという回答でした。

そこで、八街市にも、今後、そういった施設を誘致する計画とか何かございましたらお教え願わないでしょうか。

○高梨障がい福祉課長

今年度につきましては、グループホームを運営する事業所などがお話をいただいたりしておりますので、今後の検討課題にはなると思います。

○小向委員

障がいをお持ちでお困りの世帯はたくさんいらっしゃるようです。今後ともそのような方々をご支援いただくために市を挙げて全力で応援していただきたいと思います。

○加藤委員長

ほかにはありませんか。

○山口委員

若干、質問をさせていただきます。

まず、八街で最初の指定管理ということで続けられましたが、指定管理をされる前と今の状況の変化というのは、どのような形であったのでしょうか。

○高梨障がい福祉課長

以前の福祉作業所と比べまして、この就労支援事業所は、精神障がい者の方に特化しているということもありまして、利用者の方は増えているということでもあります。

○山口委員

障害者支援法の中でサービス形態があると思いますけど、今の現状としてはどのようなサービス形態で行っているのでしょうか。

○高梨障がい福祉課長

こちらの事業所は就労継続支援B型と言いまして、施設において一般企業と同じように雇用契約を結んで働くことができない方、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動の機会を提供するという目的で通われております。

○山口委員

先ほど、小高委員の質問の中で年間38万の支出ということでお聞きいたしましたが、基本

的に独立、38万円以外には光明会さんの方で採算性をとって行っているという考えでよろしいのでしょうか。

○高梨障がい福祉課長

はい、そうなります。

○山口委員

最後に、指定管理者制度という形もあると思います。例えば、そこを貸して家賃収入を市が得るとする方法もあるかと思えます。今現状としては指定管理者ということであるんですが、指定管理者を続けるという大きな理由というのは、お伺いします。

○高梨障がい福祉課長

指定管理者に指定管理をしていただくということは、民間事業者の経営能力を活用することにもつながります。そうすると、専門性とか、そういったものによって同じ事業者に継続して指定管理を任せるということで、コストの削減と、あと利用者サービスも向上するのではないかと、こちらでは考えているので、指定管理制度をこれからも続けるということになります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

指定管理者の募集に対して光明会さんだけが応募してきたということで、市区町村については公募は割と少ないというふうに聞いておりますので、また八街市でも、1件というのは少な過ぎるようには思いますけれど、市の段階でこういうことなのかなと理解しております。

先ほど、労働条件の話などが出たんですけれど、一人当たりの利用者の賃金はどのぐらいなのか、お伺いします。

○高梨障がい福祉課長

平成30年度ですと、平均月額で1万8千644円になります。

○京増委員

精神障がいの方たちが本当に働きたいと思われて、そこで働いていられるというのは、本当にいいと思います。

今後、賃金を増やすような、そういう動きというのはあるのか、どのようになっているのか、お伺いします。

○高梨障がい福祉課長

そちらは市の方では把握できません。管理者の方で検討されるのではないかと思います。

○京増委員

そこで作業をする方たちが働きがいを持って働けるような環境、また仕事おこしをしていただきたいなと思います。

それから、この事業所の場合、前は身体障がい者と、それから知的障がい者の方が対象だったと思うんですけれど、精神障がいの方を対象にするようになって何年ぐらいになるん

でしょうか。

○高梨障がい福祉課長

精神障がい者の方に特化したのは、前回の指定管理者に指定管理をお願いしたときからになりますので、平成24年からになります。

○京増委員

指定管理者になった初めは精神は入っていなかったですね。入っていました。

○高梨障がい福祉課長

指定管理者に管理をしていただく前の福祉作業所の中には精神障がい者の方以外でもいらっしゃるかと思いますけれども、指定管理になってからは精神だけになります。

○京増委員

精神障がいの方がしっかりと働けるようにしていただきたいんですけど、定員は20名で、そして契約数は37名というような先ほどの答弁だったとあったと思うんですが、契約数はこれから増やすことができるのかどうか、お伺いします。

○高梨障がい福祉課長

そちらは現状で、今、利用されている方がどの程度の通所ができるかとか、そういったものを考慮して考えられるかと思います。

○京増委員

そうだと思います。そうだと思いますけれど、今後、発展を願いたいと思います。

それから、今後8年間の契約ということのようなんですが、この契約については年数が、期間はこれぐらいとか何か決まりがあるんですか。

○高梨障がい福祉課長

通常、指定管理はガイドラインなどによりますと、3年から5年というふうになっておりますけれども、こちらの事業所の場合、通われている方が精神の方ということもあり、事業所になじむ、職員との人間関係、信頼関係などを構築するのにも時間がかかるし、もし、光明会さん以外の事業所が手を挙げて、そちらになった場合、短い期間では、なかなか運営が安定しない、そういったことが考えられて、前回の8年間ということで、今の光明会さんも、なかなか最初のうちは運営が難しかったということもありましたので、同じように8年間にさせていただきました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○栗林委員

2点、お尋ねします。

まず、1点目は、先ほど説明の中にありました、選定にあたりまして書類と、あとプレゼンテーションでされたということだったんですけど、その中で光明会さんに決めたきっかけといますか、プレゼン等々の中で、この点というのがあれば教えていただきたいのと、あと、もう一つは、この事業所には市外からの通所も可能かどうかをお聞きしたいと思います。

○高梨障がい福祉課長

光明会さんに決めた理由というのは、今まで8年間やっていただいて実績もありますし、特に大きな問題もなかったということが大きな点だと思います。

市外からも通所されている方はいらっしゃいます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第1号、指定管理者の指定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

付議案の16ページ及び議案説明資料の9ページをごらんください。

この条例改正につきましては、国民健康保険税条例において引用しております地方税法等の一部改正に伴いまして、国民健康保険被保険者の税負担の公平性の維持を図るため、課税限度額を超過する納税義務者に対する医療保険分の課税限度額の引き上げを行うものでございます。

具体的な改正につきましては、条例第2条第2項ただし書きで定める医療保険分の限度額及び第22条の国民健康保険税の減額に係る医療保険分の基準額を現行の「58万円」から「61万円」に改正するものでございます。

なお、附則において、この条例は令和2年4月1日から施行するとともに、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税において適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるとしております。

以上で議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明

を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

地方税法にのっとり引き上げるということですが、広域化されている中、これは県内全域が改正されてるということでしょうか。

○吉田国保年金課長

今回の引き上げにつきましては、先ほど申し上げましたように、改正地方税法の施行令に伴いまして行うものですが、これについては既に平成31年3月29日に公布されておりますので、本市の場合は、この施行から1年遅れでこれまでも引き上げについては行っております。ですので、県内の自治体においては、この改正法の施行と同時に今年の4月1日から新たな限度額にしている市町村もございますし、特に印旛管内につきましては、白井市を除くほかの市町村で申し合わせによって1年遅れで限度額について引き上げていくということになっております。

○小高委員

よく聞かれることなんですけど、これに対する対象人員、また金額に対して数字が出ていれば教えてください。

○吉田国保年金課長

この限度額の引き上げに伴いまして、その影響を受ける世帯数といえますか、そういったご質問だと思いますが、今年、令和元年の11月6日時点の所得情報をもとにして4月1日を基準日とした世帯状況で試算をした結果ということでお答えをさせていただきます。

医療給付費分の課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げることによって限度額を超過する世帯につきましては、これまでの210世帯から21世帯減の189世帯ということになってまいります。また、医療給付費の調定額につきましては、現行の14億5千686万9千200円から、61万円に引き上げることによりまして、改正後は14億6千286万7千300円ということで見込んでおりまして、差し引き599万8千100円の増収というところ見込んでいるところでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、お伺いします。

課税限度額は189世帯に及ぶということなんですけど、所得については、どのぐらいの方が課税限度額の対象となるのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

医療給付費分の課税限度額が58万円から61万円になった場合に、どれぐらいの所得で課税限度額に到達をするかというご質問だと思いますが、幾つかの例を挙げてお答えをさせてい

ただきますと、まず、単身世帯におけます課税限度額の到達世帯所得につきましては、従来の約733万円から約773万円に、また、夫婦世帯における課税限度額の到達世帯所得については、これまでの約702万4千円から約742万4千円、また、夫婦と子ども2人の4人世帯における課税限度額の到達世帯所得につきましては約641万円から681万円になるものというように見込んでおります。

○京増委員

所得733万円の独居の方は幾らに。

○吉田国保年金課長

単身の方はこれまでの733万円から約773万円です。

○加藤委員長

よろしいですか。

○京増委員

わかりました。

この引き上げなんですけれど、今までも国保税は家族が多い世帯、また子どもが多い世帯ほど負担が多くなっているんですけれど、今回の医療分の引き上げについても同じ傾向なのかどうか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

当然、国民健康保険税の課税につきましては、それぞれ医療分、それから後期高齢者支援金分、介護分という3区分に分かれて課税をさせていただいておりますが、それぞれに均等割課税というものがいておりますので、当然、世帯員が増えると税額については上がっていくということになってまいります。

○京増委員

子育てしている世帯には、また負担が増えてしまうということで、本当にこれは残念です。

それから、今回、引き上げ対象についてなんですけれど、その対象世帯の所得についてなんですが、この所得は増えているのか、それでも減っているのか、同じなのか、その推移についてお伺いします。

○吉田国保年金課長

対象の世帯の所得というものは、先ほど申し上げましたように、限度額に到達する世帯の所得というのが733万から単身の場合ですと773万円で、約40万ほど上がるということになっていきますので、当然、それなりに所得が高い方については税額が当然上がるということでご理解をいただければと思います。

○京増委員

所得が高い方は引き上がるというのは、よく理解できました、ご説明で。ただ、その方たちが例えば今まで770万あった方も、770万というのは、これは最低限、独居の場合ですよ。770万に増えたから3万円上がるというんじゃなくて、もともと770万の所得があったとか、また、ご夫婦でも742万4千円の所得があったとか、そういう方もいらっ

しゃるわけでしょう。

○吉田国保年金課長

限度額を引き上げているだけです。税率そのものは引き上げておりませんから、所得が変わらなければ税額については変わりませんということです。

○京増委員

例えば、今までだったら733万円の方が限度額、独居の場合、733万円あれば。

○吉田国保年金課長

733万円は新しい制度ですから。今までは733万円から、それが引き上げられることによって773万円ですから。

○京増委員

そうですね。だから、今度は733万円以下だと限度額にならないけれど、でも、もともと、例えば770万円あった方、もちろん、それまでもこの方たちは限度額以上ですから、限度額だったんですけど、だけれども……。だからね。

○加藤委員長

京増委員、もうちょっと整理して質問してください。

○吉田国保年金課長

当然、今まで773万円だった方については、確かにこれまでは58万円、確かに委員さんがおっしゃるとおり限度額というのは58万円で止まっていました。ですけれども、当然、773万円所得があった方は、今度、限度額が引き上がりますので、税額は上がります。

○京増委員

ですから、収入が増えたから、ですから、もう国保税の方が上がってしまう、だけれど収入が増えたわけじゃないという方ですよね。増えてはいませんよね。もともと733万あった方は。私は、負担が増えているのか、増えていないのかというところで確認しているんです。

○吉田国保年金課長

もちろん、去年と今年同じく770万円しかないという方は、昨年までは58万円の限度で済んでいましたけれども、来年の4月からは、その限度額が61万円に引き上がりますので、当然、3万円、税額については引き上げさせていただくということです。

○加藤委員長

理解できましたか。

○京増委員

何回もしているんですけど、理解しています。

と言いますのは、何でもやって聞くかという、物価が上がったり消費税も上がっている中で、国保税の負担だけが増えるんじゃない、生活が大変になるでしょうということを私は言いたかったわけです。

それから、令和元年度の国保税財政状況についてはどうなのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

現在の保険税の収納状況でございますが、昨年度の同時期と比べますと、概ね1ポイント程度上がっているという状況でございます。したがって、最終的には決算を迎える中で、できれば今年度も黒字の会計で最後を終わらせられればよいというふうに考えております。

○京増委員

本当に高い国保税、徴収強化もあって、去年よりも同時期と比べて少しよくなっているという答弁でした。

それでは、次にお伺いしたいのは、平成27年度から令和2年度までの6年間で国保税は19万円上がっています。1年間に3万円以上の引き上げなんですけど、今後の見通しについてはどうなのか、お伺いします。

○吉田国保年金課長

今後の見通しということですが、確かに、今、委員、指摘のとおり、限度額につきましては、ここ、たしか3年連続で3万円ずつ引き上げがされております。また、国の方でも税制改正の大綱というのが、今、ニュース等に出ているかと思いますが、多分、その中に盛り込まれることになるのではないかと思いますけれども、今、国の方では、さらに国保税の限度額につきましては、医療保険分については2万円を引き上げて61万円から63万円にすると。それから、介護納付金分につきましても1万円を引き上げて17万円、また合計で3万円引き上げるような考えがあるようです。これがちなみに正式に決定されて、来年の4月に施行ということになってきますと、本市もこれに乗じた形の中で、また、限度額の引き上げの改正というものを行わざるを得ないということになってまいりますので、来年の12月の議会の中で、また同じように改正なりの案を出させていただくことになろうかと思います。

○京増委員

本当に耐えがたい負担になりますね。それが実現しますと、国保税限度額100万円を超すと、100万円、96万円、ですから、超しますよね。96万円に6万円。

○吉田国保年金課長

3万円です。

○京増委員

99万円になりますね。結局、加入者の国保税を幾ら増やしても、本当に国保財政が安定するということはないというのが、今までの状況から明らかです。なぜ、こんなに国保税が高いかというと、国庫負担を減らし続けてきたということに原因があるわけですから、今後、しっかりと地方3団体が要求するように、国民健康保険の国庫負担を増やしていく、そういう方向が必要だと思いますけれども、部長にお伺いしたいんですが、今まで全国知事会なども国庫負担を増やすようにと国に要求してきましたけれども、今、どうなっているのか、お伺いします。

○和田市民部長

お答えします。

全国市長会では、去る11月14日に開催した理事評議員合同会議におきまして審議、採決した各支部からの提出議案について重点提言として決定したところでございます。この中で国民健康保険制度等に関する重点提言として、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合などの引き上げなど、国保財政基盤の拡充、強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じることなど、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、積極的な措置を講じられるよう意見を出しているところでございます。

今後につきましても、必要な事項につきましては、市長会などを通じて国に要望等をしてまいりたいと考えております。

○加藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

今回の改正は、国民健康保険被保険者に係る税負担の公平性を維持するため、医療保険分の課税限度額について、現行の58万円から3万円引き上げて61万円にするというものです。

医療保険分の課税限度額61万円の引き上げによって、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせた国保税額の課税限度額は96万円に引き上げられます。

平成27年度から令和2年度までの6年間で国保税課税限度額は19万円、1年間に約3万1千円の引き上げがされてきました。

国は、自治体に国保料、国保税の大幅連続値上げを迫る圧力を強めています。今回の医療保険分の課税限度額の引き上げで終わりではありません。今後、国保税医療保険分、それから後期高齢者医療保険分も引き上げの方向です。合計3万円です。今でも高過ぎる国保税を引き上げれば、市民の健康・命・暮らしを守ることはできません。

厚生労働省は国保税の値上げを抑えたり、引き下げるために一般会計から国保特別会計に独自に公費繰り入れを行う自治体に対し、国保の被保険者努力支援制度により、国が出す交付金を減らすペナルティー措置を令和2年度から導入する方針です。自治体独自の施策を禁止すれば、憲法が定める地方自治の本旨を侵すことになるため、厚生労働省はこれまで公費繰り入れは自治体の判断でできると国会答弁してまいりました。それにもかかわらず、厚生労働省は憲法の趣旨に反して、国保税負担を全面的に抑える公費繰入金は「赤字」だとして削減解消を迫っています。

国保税の高騰は、国が国庫負担を減らしたからであり、全国知事会や市長会などでも求めている国庫負担の増額により国保税を抜本的に引き下げることが市民の願いです。

以上の理由から、医療保険分の課税限度額を引き上げる八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に反対いたします。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第5号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、議案第6号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

付議案の17ページ及び議案説明資料の10ページをごらんください。

この条例改正は、総務省からの通知に基づき性同一性障害、性的嗜好、性自認に配慮して、印鑑登録原票から性別に関する事項を削り、印鑑登録証明書から性別欄を削除する改正を行おうとするものです。

なお、附則において、この条例は令和2年1月4日から施行するものいたします。

以上で議案第6号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

印鑑登録証に性別があること自体が今の時代にはすぐわない。今、ICチップだったり身分証の確認だったり、印鑑登録証のカードを持ってくるわけですから、要らないとは思っていましたが、ここに来て、この条例を変えるにあたっては、これは全国なのか、八街市だけなのか、また、千葉県だけなのか、そういう流れというのは、どういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○春日市民課長

これに関しましては、総務省からの通知に基づいて全国に通知が技術的助言ということまでされております。ただし、削除する、しない時期に関しては、各市に任されておまして、千

葉県内では54自治体のうち、12月1日現在で性別なしが23市町で行われております。

○小高委員

間違いないと思うんですけど、印鑑証明書に性別がある、ないによって、土地の登記だったり、車の購入だったりするときに添付するわけですが、それに対しては各表記があってもなくても全く影響はないということによろしいんですよ。

○春日市民課長

お答えします。

性別を削除しても支障がないというようなご質問かと思えますけれども、印鑑登録証明書は性質上、実印の陰影を証明するともとの捉えており、住民票の方は住民基本台帳法の関係から性別は残っておりますので、支障がないと考えます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第6号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題といたします。

お諮りします。第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は款ごとに審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、歳出2款総務費3項について、提案者の説明を求めます。

○春日市民課長

それでは、ご説明いたします。

補正予算書の22ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正前の額に15万1

千円を減額し、補正後の額を1億2千879万5千円とするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費、2節給料5千円の減、3節職員手当等22万円の減、4節共済費7万4千円の増で、主な補正理由としましては、給料、手当は部分休業取得等による減額補正であり、共済費は給料改定等による増額補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費について、提案者の説明を求めます。説明は補正予算書の項目順をお願いいたします。

○日野原社会福祉課長

それでは、3項民生費についてご説明いたします。

補正予算書の24ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額に224万8千円を増額し、補正後の額を4億8千223万7千円にしようとするものでございます。

備考欄をごらんください。一般職人件費164万1千円につきましては、社会福祉課社会班職員の給料、職員手当等共済費で、4月1日付人事異動による減額補正でございます。

生活困窮者自立支援事業費60万7千円につきましては、23節償還金利子及び割引料で、事業費の確定に伴い国庫負担金精算の結果、返還する必要が生じたものでございます。

続きまして、総合保健福祉センター費につきましては、補正前の額から38万円を減額し、補正後の額を1千607万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらん願います。これは13節委託料、空調設備保守点検業務で、契約締結に伴い執行残額について減額補正を行うものでございます。

○高梨障がい福祉課長

続きまして、同じく24ページ、3目障害者福祉費についてご説明いたします。

補正前の額に1千11万8千円を増額し、補正後の額を19億984万8千円としようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費215万8千円の増額につきましては、給料、共済費で、給料は4月1日付人事異動等による減額補正であり、手当、共済費は給与改定等による増額補正でございます。

障害者福祉諸費796万円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、障害者医療費、障害児入所給付費及び地域生活支援事業費等の国庫負担金及び国庫補助金の確定に伴う返還金でございます。

○田中高齢者福祉課長

続きまして、5目老人福祉費についてご説明いたします。

補正予算の25ページをごらんください。

補正前の額に428万6千円を追加し、補正後の額を8億1千60万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費32万4千円の増額につきましては、給与改定等に伴う増額補正でございます。

在宅老人援護対策費396万2千円の増額につきましては、高齢者外出支援タクシー利用助成費の増額補正でございます。

○土屋老人福祉センター所長

続きまして、6目老人福祉施設費についてご説明いたします。

補正前の額に4万4千円を増額、補正後の額を4千154万2千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費4万4千円の増額につきましては、老人福祉センター職員2名分の給与改定による職員手当等の増額補正でございます。

○田中高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費にご説明いたします。

補正前の額に68万7千円を追加し、補正後の額を7億9千54万9千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費68万7千円の増額につきましては、給与改定等による増額補正でございます。

○吉田国保年金課長

続きまして、8目国民健康保険費についてご説明いたします。

補正前の額に39万6千円を追加し、補正後の額を6億5千737万4千円とするものでございます。

これは給与改定に伴い、一般職人件費における給料2万円、26ページに移りまして、職員手当25万2千円、共済費12万4千円を増額するものでございます。

続きまして、9目国民年金費についてご説明いたします。

補正前の額に18万4千円を追加し、補正後の額を2千796万4千円とするものでございます。これも給料改定に伴いまして、一般職人件費における給料1万8千円、職員手当7万6千円、共済費9万円を増額するものでございます。

○高山子育て支援課長

続きまして、2目児童福祉についてご説明いたします。1目児童福祉総務費につきましては、補正前の額に390万2千円を増額し、補正後の額を1億5千609万6千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費390万2千円の増額につきましては、職員の給与改定等によるものでございます。

次のページをごらんください。3目母子福祉費につきましては、補正前の額に373万3

千円を増額し、補正後の額を4億6千166万5千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。母子援護対策費235万円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金などの前年度実績に基づく返還金であります。児童扶養手当支給費138万3千円の増額につきましては、23節償還金利子及び割引料で、児童扶養手当支給額の前年度実績に基づく返還金であります。

5目保育園費につきましては、補正前の額に780万7千円を増額し、補正後の額を14億5千38万2千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費95万7千円の増額につきましては、職員の育児休業取得等による2節給料の減額、給与改定等による3節職員手当と4節共済費の増額であります。

私立認定こども園運営費補助事業費685万円の増額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、市外の認定こども園に通う児童が増加したことなどに伴う施設型給付費負担金の増額であります。

○齊藤つくし園長

続きまして、6目マザーズホーム費についてご説明いたします。

補正前の額5千114万6千円から減額し、補正後の額を5千112万4千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費2万2千円の減額は、つくし園職員に係る人件費であり、一般職給料23万円の減額は、部分休業取得による減額でございます。職員手当10万3千円の増額、共済費10万5千円の増額は、給料改定による増額でございます。

○日野原社会福祉課長

続きまして、補正予算28ページをごらん願います。

3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、補正前の額に1億2千897万4千円を増額し、補正後の額を2億935万7千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費236万1千円につきましては、社会福祉課保護班職員の給料、職員手当、共済費で、4月1日付人事異動等による増額補正でございます。

生活保護総務費1億2千661万3千円につきましては、23節償還金利子及び割引料で、事業費の確定に伴い国庫負担金精算の結果、返還する必要が生じたものでございます。

以上で3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質問の際、補正予算書のページを言ってあげてください。

○小高委員

25ページ、老人福祉費の中からお伺いいたします。

高齢者外出支援タクシー利用助成費がここで396万2千円計上されておるわけですが、こ

れを入れますと、総額は今年度幾らになるのか、まず、お伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

見込みですと2千905万4千500円になるものと見込んでおります。

○小高委員

今回の補正の金額の算定は、どのようにしたのか、また、今の時期の算定、3月いっぱいまでの見込みなのか、算定理由をお伺いいたします。

○田中高齢者福祉課長

本年の9月までの実績と昨年度の9月までの実績を比較しまして、それから年度末までの伸び率を勘案して出したものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、同じく25ページの高齢者外出支援利用助成費についてなんですが、全部で2千900万円以上になるようなんですが、この396万円というのは何人分ぐらいを予定されているのでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

申請者の人数では試算しておりませんので、利用枚数で試算しております。

○京増委員

すみません、すぐ計算できないので、利用枚数って、どのぐらいなんですか。

○田中高齢者福祉課長

今年度末で5万8千109枚と試算しております。

○京増委員

今年度、高齢者支援タクシーを利用されている方たちなんですが、今まで利用できる地域の方たちが偏っていたわけなんですが、この傾向は今年度も同じなんでしょうか。

○田中高齢者福祉課長

利用者につきましては、北部と南部とを比較しますと、北部の方、駅の中心の方の方が利用は多いことになっております。

○京増委員

利用できにくい地域を、今後、どうするかがこれからの課題だと思いますので、ぜひ、高齢者の方が安心して外出できるような方法を考えていただきたいと思います。

次に、27ページ、母子福祉費についてお伺いします。

先ほど、母子援護対策費について、母子家庭の仕事のことについて報告があったと思うんですが、このことについてのご説明をお願いいたします。

○高山子育て支援課長

こちらの補正の主な補正理由としましては、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金、児童入所施設措置費等国庫補助金及び県補助金の交付額がいずれも確定、見込額を下回ったこ

とによる前年度の返還金でございます。

内容といたしましては、自立支援教育訓練給付金事業につきましては、交付済額30万円に対して実績が1件、3万4千円、返還金としては26万6千円、高等職業訓練促進給付金等事業につきましては、交付済額187万5千円、実績としましてはゼロでした。児童入所施設措置費等国庫負担金、こちらが母子生活支援入所措置1件、助産措置4件、交付済額としましては207万9千60円、先ほど申しあげました5件が194万1千27円、返還金としては13万8千933円、同じく県費として交付済額が103万9千530円、実績額が97万63円、返還金が6万9千467円となっております。

○京増委員

詳しく答弁されたんですけど、母子世帯に対する職業訓練の予算がしっかりと利用されていないというところに、本当に大きな問題があると思います。母子世帯の方が経済的に自立できるような、そういう使い方をこれから私は大いに研究していただきたいと要望しておきたいと思います。

次に、同じ27ページ、保育園費なんですけど、一般職の給料約270万円減額ですが、これは保育士さんの減ですか。

○高山子育て支援課長

一般職人件費の給料減額分に関しましては、保育園費ですので、保育園に勤務する職員の人件費です。保育士の。

○京増委員

保育士が足りない中で、また減っていくということは、本当に残念なんですけど、これは何か原因がありますか。

○高山子育て支援課長

給料に関しましては、育児休業取得等による減額補正です。

○京増委員

わかりました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありますか。

○小向委員

質問させていただきます。

先ほどの返還金についてでございますが、既に交付済みのお金があり、利用する方が少なかったということで返還する必要があるとお伺いしました。例えば、高等何とか、以下忘れましたが、187万5千円が実績ゼロということで、全く利用されていない。職業訓練の方でも30万円が交付されていて、1件で3万4千円しか使われていない。これはとても非常に残念なことだと思うので、なるべく多くの方々に周知していただき、ご利用いただき、本当にその方々が手に職を持って、市の負担もなくなるようなウインウインの関係になるような周知徹底をしていただき、今後ともお願いできないでしょうか。何らかの方法を考えて

いただけないでしょうか。

○高山子育て支援課長

こちらの制度を利用される方に関しましては、毎年変動があるものですが、児童扶養手当の支給とか、現況届けの際にチラシに載せて周知に努めてまいります。

○小向委員

このような交付いただいているお金、せっかくいただいているお金、誰にもご利用されなかったというのは、お互い不幸だと思います。本当に皆さんにご利用いただけるよう努力をしていただくようお願いして、終わらせていただきます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出4款衛生費の内1項1目及び3目について、提案者の説明を求めます。

○飛田健康増進課長

それでは、補正予算書28ページから29ページをごらんください。

4款衛生費、1項保健衛生費中、1目保健衛生総務費及び3目母子保健費についてご説明いたします。

1目保健衛生総務費は、補正前の額から538万9千円を減額し、補正後の額を1億5千787万1千円とするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費538万9千円の減額につきましては、健康増進課職員の給料、職員手当等及び共済費に係るもので、4月1日付人事異動及び職員1名が育児休業を取得したことによる減額補正です。

3目母子保健費は、補正前の額から221万円を増額し、補正後の額を2億5千829万4千円とするものです。

説明欄をごらんください。未熟児養育医療事業費221万円を増額は、未熟児の入院期間が長期に及ぶケースが発生したことなどにより、予算に不足が見込まれるため、増額補正するものです。

なお、11月末現在、本事業に該当した未熟児は13人で、予算執行率は75.4パーセントとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費について、提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

○川名教育総務課長

それでは、9款教育費の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書の36ページをごらん願います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費について、補正前の額に60万9千円を増額し、2億1千603万2千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費60万9千円を増額は、職員の休職等による給料9万1千円の減額補正及び教育総務課職員及び学校教育課職員20名分の職員手当24万3千円と共済費45万7千円の給与改定による増額補正です。

37ページをごらんください。2項小学校費、1目学校管理費について、補正前の額から143万8千円を減額し、補正後の額を1億5千544万8千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費8万円の増額は、用務員3名分の給与、職員手当、共済費で、給与改定による増額補正です。

小学校施設整備事業費168万5千円の減額は、15節工事請負費の小学校施設維持管理工事で、これは朝陽小学校パソコン教室改修工事と小学校消防設備改修工事の事業費が確定したことによる減額補正です。

小学校管理諸費16万7千円を増額は、7節賃金で、臨時職員6名分の時給が10月分から900円から930円に改定されたことから増額補正するものです。

○西貝学校教育課長

2目教育振興費についてご説明いたします。

補正前の額から1千742万6千円を増額し、補正後の額を1億6千406万4千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。小学校教育振興費1千742万6千円は、全て11節需用費で、令和2年度より小学校教育課程において新学習指導要領が適用されることにより、教科用図書が全面改訂されることに伴う教師用教科用図書、教科用指導書の購入費でございます。

○川名教育総務課長

引き続き、補正予算書の37ページをごらんください。

3項中学校費、1目学校管理費について、補正前の額から58万3千円を減額し、補正後の額を7千752万2千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。中学校施設整備事業費69万4千円の減額は、15節工事請負費の中学校施設維持管理工事で、これは中学校消防設備改修工事の事業費が確定したことによる増額補正です。

38ページをお開きください。中学校管理諸費11万1千円を増額は、7節賃金で、小学校と同様に臨時職員4名分の時給が改定されたことによる増額補正するものです。

○西貝学校教育課長

2目教育振興費についてご説明します。

補正前の額から170万3千円を増額し、補正後の額を9千572万3千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。中学校生徒援助奨励費170万3千円は、全て20節扶助費で、就学援助費の単価の変更や、新たに支給項目に卒業アルバム代を追加したことに伴うものでございます。

○川名教育総務課長

引き続き補正予算書の38ページをごらんください。

4項幼稚園費、1目幼稚園費について、補正前の額に658万6千円を増額し、1億7千608万円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費168万5千円の減額は、育児休業取得等による給料166万7千円と手当55万4千円の減額補正、共済費は職員15名分の標準報酬月額改定等による53万6千円の増額補正です。

○高山子育て支援課長

子育てのための施設等利用給付事業費827万1千円を増額につきましては、19節負担金補助及び交付金で、当初見込んでいた利用者数より実際の利用者が上回ったことにより、事業費に不足が見込まれるための増額であります。

○青柳社会教育課主査

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。

補正前の額から45万1千円を増額し、補正後の額を1億979万円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。一般職人件費の45万1千円を増額につきましては、給与改定等による職員13名分の給与、職員手当、共済費でございます。

○戸村中央公民館主査

続きまして、2目公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から24万6千円を増額し、補正後の額を5千911万3千円にしようとするものでございます。

説明欄をにてご説明いたします。一般職人件費は4月1日付の人事異動等による職員5名分の給料、職員手当、共済費でございます。

○中澤図書館長

続きまして、3目図書館費につきましては、補正前の額から10万8千円を増額し、補正後の額を2億919万3千円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。一般職人件費10万8千円を増額につきましては、部分休業取得等による職員の給料、共済費の減額補正及び給与改定等による職員手当の増額補正でございます。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

続きまして、6項保健体育費についてご説明いたします。

補正予算書の40ページをごらんください。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から61万6千円を減額し、補正後の額を9千38万6千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費61万6千円の減額につきましては、本年4月1日付人事異動及び給与改定等による減額であります。

4目スポーツプラザ費につきましては、補正前の額から8万9千円を減額し、補正後の額を4千518万3千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。一般職人件費8万9千円の減額につきましては、給与改定等による減額であります。

○酒和学校給食センター所長

続きまして、5目学校給食費につきましてご説明いたします。

補正予算書40ページ、41ページをごらんください。

補正前の額から3千758万1千円を増額し、補正後の額を6億1千407万6千円にしようとするものでございます。

説明欄をごらんください。初めに一般職人件費171万5千円を増額は、給食センター職員6名分の人件費であり、給料、職員手当等共済費は、4月1日付人事異動等による増額補正となっております。

次に、調理場維持管理費3千819万9千円を増額につきましては、13節委託料におきまして169万円の増となっております。これは受水槽改修工事の実施に伴いまして受水槽改修工事管理業務として169万円を増額しようとするものです。

次に、15節工事請負費3千650万9千円を増額につきましては、調理場施設改修工事といたしまして、受水槽改修工事を行うもので、受水槽が平成2年に設置されてから29年が経過し、不具合による給水停止等に至る前に交換工事を行うものです。

次に、調理場給食事業費233万3千円の減額につきましては、18節備品購入費233万3千円を減額するものでございます。これは学校給食センター施設用備品、第二調理場食缶洗浄システムの購入費が確定したことによる減額補正となっております。

以上で9款教育費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりました。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。

午後は1時10分から再開します。

執行部の皆様に申し上げます。議案第9号中、歳出10款第2表、第3表、議案第10号、議案第11号に係る職員以外は、退室していただいて結構です。

(休憩 午前11時50分)

(再開 午後 1時10分)

○加藤委員長

再開します。

休憩前に続き会議を開きます。

歳出9款教育費について質疑を許します。

○小高委員

38ページ、教育振興費の中で中学校援助奨励費が計上されていますが、単価変更と卒業アルバム等の費用だという話でしたが、同様に、小学校費でも発生する項目ではないかと思うんですが、今回、補正に上がっていないんですけど、その辺はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○西貝学校教育課長

お答えいたします。

小学校費の方は、認定数の見込みを194名としておりましたが、現在のところ、183名で、まだ余裕がございます。中学校の方は、認定の予定数見込みを134名と見込んでおりましたが、現在、138名認定されておまして、既に見込みを超えておりますので、今回、補正をさせていただきました。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

そのアルバムについてなんですけど、アルバム代は就学援助費の中でいつから始まったんですか。お願いいたします。

○西貝学校教育課長

卒業アルバムにつきましては、今年度から給付の対象になっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

38ページの幼稚園費についてなんですけど、説明の中で子育てのための施設等利用給付事業費ということで交付金が計上されておりますが、この具体的な内容はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○高山子育て支援課長

未移行幼稚園のあずかり保育事業の不足になりますけれども、当初40人分を見込んでおりましたが、利用する児童が増加したことによる事業費の増額であります。未移行幼稚園の施設等利用費につきましては、無償化の制度前の就園奨励費を基準として、当初222人分を見込んでいたところ、所得オーバーで対象外の人たちも無償化の制度改正により対象となったことなどにより事業費が増加したことに伴う増額です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出10款災害復旧費の内3項について、提案者の説明を求めます。

○川名教育総務課長

それでは、10款災害復旧費についてご説明いたします。

補正予算書の42ページをお開きください。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校・幼稚園施設災害復旧費について、補正前の額に430万円を増額して、3千217万円にしようとするものです。

説明欄をごらんください。小学校災害復旧事業費330万円の増額は、台風15号による被害を受けた実住小学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費と二州小学校沖分校の遊具2基の撤去、設置の災害復旧費です。

中学校災害復旧事業費100万円の増額は、八街北中学校のグラウンド砂の流出の災害復旧費です。

○青柳社会教育課主査

続きまして、2目社会教育施設災害復旧費についてご説明いたします。

今回、新規で総額117万2千円を計上するもので、初めに社会教育施設災害復旧事業費99万円についてご説明いたしますので、説明欄をごらんください。15節工事請負費で、八街市沖地先の御成街道跡災害復旧工事であり、台風15号及び19号により倒木等が発生し、通常の見学が困難となっており、このまま放置すると、史跡自体に多大な損壊が生じるおそれがあり、倒木等の枝、幹等の撤去を行うものでございます。

○中澤図書館長

続きまして、図書館災害復旧事業費18万2千円につきましては、台風による雨で図書館裏側の出入り口付近の雨樋下に陥没箇所が発生したため、埋め戻し工事を行うものでございます。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

続きまして、3目保健体育施設災害復旧費についてご説明いたします。

3目保健体育施設災害復旧費につきましては、補正前の額に354万1千円を増額し、補正後の額を494万1千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。体育施設災害復旧事業費354万1千円の増額につきましては、15節工事請負費で、台風15号の影響により被害を受けました市営グラウンド、キャンプ場及びスポーツプラザの修繕工事を計上したことによる増加でございます。

以上で10款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

すみません。42ページで3目、今、市営グラウンドとキャンプ場という説明だったんですけど、倒木処理が考えられるんですけど、ほかには何があるんでしょうか。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

倒木処理につきましては、市営グラウンドとスポーツプラザ、この部分につきましては緊急性がございましたので、予備費充当で支出の方をさせていただいて、事業の方は完了しております。

現在、考えられるのが、中央グラウンドにつきましては、観覧席の天幕、これが破れいたり、それから外野のフェンス等は、今のところ危険性がないということで使っていただいていたんですけど、ここで補正をとりまして修繕をして、年度内に完了させる予定で計上したものでございます。

○小高委員

私の記憶ですと、市営グラウンドについては、土留擁壁がブロックのために改修を考えているみたいな話も出ていたような気がするんですね。現調したら、一部は傾いているところがあるんですけども、樹木が根を張っていると、どうしても膨らんでしまっているのかなど。ただ現行でも耐えられないこともないと思うんですけど、ブロックだということで心配だと思って改修するのかなと思うんですけど、それとの兼ね合いはいかがなものか、現状でわかれば説明いただきたいと思います。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

中央グラウンドの倒木につきましては、台風15号によりまして大分ありましたので、当初は切っておったんですけど、その後、近隣等からも怖いというところがありまして、調べたところ、事前に切ったものが多いということがございましたもので、約100万円をかけて撤去させていただいたところでございます。

この後、今現在、先ほど言ったように、当初予算におきまして中央グラウンドの整備計画がございまして、基本設計も進めているところでございますが、こちらにつきましては、建設部道路河川課の方と道路改良も必要でございますので、現在の協議の方を進めておるんですけど、今回につきましては、緊急性を要して倒木について危ない部分だけを切ったという形でございますので、ご理解いただければと思っております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

先ほどの今の同じ場所で、中央グラウンドに関してフェンスも壊れていますよね。外野の方の。フェンスに関しても今回のここで直していくという考えでよろしいんでしょうか。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

外野のフェンスにつきましても一部分倒木によりまして折れ曲がっている部分がございます

ので、ここにつきましては改修する予定で計上させていただいております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表、繰越明許費の内9款教育費について、提案者の説明を求めます。

○酒和学校給食センター所長

補正予算書の5ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費につきましてご説明いたします。

9款教育費、6項保健体育費、調理場維持管理費につきましては、学校給食センター受水槽改修事業費において、学校給食事業を滞りなく実施するには工事を夏季休暇中に行う必要があります。施工期間を勘案すると、2カ年にわたって予算を執行する必要があることから、限度額を3千819万9千円として繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上で第2表、繰越明許費の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表、債務負担行為補正費追加の内(68)から(77)及び(105)から(122)について、提案者の説明を求めます。

○日野原社会福祉課長

第3表、債務負担行為についてご説明いたします。

補正予算書の6ページをごらん願います。

番号68、総合保健福祉センター空調設備保守点検業務につきまして、期間、令和元年度から令和2年度まで、限度額を268万円に設定しようとするものでございます。これは八街市総合保健福祉センターに使用している空調設備の保守点検及び清掃を行うものでございます。契約の業務内容に緊急事態発生時の対応が含まれており、年度当初から契約することが必要であり、年度前入札を実施する必要から、債務負担の設定を行うものでございます。

○高山子育て支援課長

続きまして、番号69、児童クラブ管理運営業務につきましては、市社会福祉協議会に委託している児童クラブの管理運営に要する業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は、令和元年度から令和2年度まで、限度額は9千847万6千円でございます。

次に、番号70、子育て短期支援業務につきましては、保護者が病気やけがなどのために

家庭での養育が一時的に困難となった場合に、市内の社会福祉法人が運営している施設でお子さんを一時的に泊まりでお預かりしている事業で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。契約は令和元年度から令和2年度まで、限度額は9万4千円でございます。

次のページをごらんください。

次に、番号71、病後児保育業務につきましては、お子さんが病気やけがの回復期に家庭や集団生活での保育が困難となった場合に、市内の社会福祉法人が運営している施設でお子さんを一時的にお預かりしている事業で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は471万2千円でございます。

次に、番号72、保育園職員細菌検査業務につきましては、市立保育園6園の職員が行う細菌検査業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は細菌検査を行う職員数に一人当たり385円を乗じて得た額でございます。

次に、番号73、保育園空調設備保守点検業務につきましては、市立保育園6園で使用している空調設備の保守点検業務でございます。なお、契約内容には緊急事態発生時の点検も含まれており、年度当初から契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は179万2千円でございます。

次に、番号74、朝陽保育園自家用電気工作物保安管理業務につきましては、朝陽保育園で使用している変電設備の保安管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は117万5千円でございます。

次に、番号75、保育園受水槽等維持管理業務につきましては、二州第一保育園及び二州第二保育園で使用している受水槽の維持管理業務でございます。なお、契約内容には緊急事態発生時の点検も含まれており、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は54万8千円でございます。

次に、番号76、保育園トイレ洗浄殺菌装置の賃借につきましては、市立保育園6園に設置するトイレ洗浄殺菌装置を賃借するもので、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は104万3千円でございます。

次に、番号77、保育園複写機の賃借につきましては、市立保育園6園に設置する複写機を賃借するもので、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和6年度まで、限度額は複写枚数に1枚あたり22円を乗じて得た額でございます。

○川名教育総務課長

補正予算書の10ページをお開きください。

105番、小学校トイレ洗浄殺菌装置等の賃借につきまして、債務負担行為期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を572万6千円と設定するものです。これはトイレ洗浄殺菌装置を全小学校9校に設置し、賃借するもので、4月1日から使用開始することから、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

106番、小中学校自家用電気工作物保安管理業務につきまして、債務負担行為期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を160万6千円と設定するものです。これは小学校9校、中学校4校の自家用電気工作物の保安管理を実施するためのもので、4月1日から保安業務を開始することから、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○西貝学校教育課長

107番、小中学校教育用コンピュータ保守業務7校分の期間は令和元年度から令和4年度までで、限度額は1千293万6千円です。市内小中学校7校に導入した教育用のタブレット型コンピュータの保守業務に係る費用です。4月1日から保守業務を開始するために年度内に契約をする必要があるため、債務負担行為とするものです。

108番、小中学校図書室コンピュータ保守業務の期間は令和元年度から令和6年度までで、限度額は2千246万7千円です。市内小中学校の図書室に設置した蔵書管理用コンピュータの保守業務に係る費用です。4月1日から保守業務を開始するために年度内に契約をする必要があるため、債務負担行為とするものです。

○川名教育総務課長

109番、小中学校・幼稚園浄化槽維持管理業務につきまして、債務負担行為期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を730万3千円と設定するものです。これは小学校6校、中学校2校及び幼稚園2園の浄化槽の維持管理を実施するもので、4月1日から業務を開始することから、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

110番、小中学校・幼稚園貯水槽維持管理業務につきまして、債務負担行為期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を510万円と設定するものです。これは小学校9校、中学校4校及び川上幼稚園の貯水槽の維持管理を実施するもので、4月1日から業務を開始することから、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

11ページをお開きください。

111番、小中学校・幼稚園消防設備保守点検業務につきまして、債務負担行為期間を令和元年度から令和2年度まで、限度額を242万円と設定するものです。これは小学校9校、中学校4校及び幼稚園3園の消防設備の保守点検を実施するもので、4月1日から業務を開始することから、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○西貝学校教育課長

続きまして、112番、小中学校・幼稚園飲料水水質検査業務の期間は令和元年度から令和2年度までで、限度額は121万7千円です。市内各小中学校13校及び市内幼稚園3園

の飲料水の水質検査をするための費用で、4月1日から業務を開始するために年度前に契約をする必要があるため、債務負担行為とするものです。

○戸村中央公民館主査

次に、番号113番、社会教育施設自家用電気工作物保安管理業務についてご説明いたします。

中央公民館、図書館、郷土資料館、3館の電気工作物保安管理業務であり、期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額を40万7千円と設定するもので、4月1日から業務実施に伴い年度内に契約を締結する必要があり、債務負担行為を設定するものであります。

○中澤図書館長

続きまして、114番、図書館消防設備保守点検業務につきましては、設定期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を38万5千円と設定するものです。これは図書館の消防施設の保守点検業務を実施するにあたり、4月1日から業務を開始するためには、年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

続きまして、115番、市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務につきましては、中央グラウンド及び南部グラウンドで使用しております受電設備の保安管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は32万7千円でございます。

次に、116番、市営グラウンド等緑地維持管理業務につきましては、市営グラウンド及びサッカー場などの緑地の維持管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は482万円でございます。

次に、117番、スポーツプラザ浄化槽維持管理業務につきましては、スポーツプラザ内に設置してあります浄化槽の維持管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額を57万2千円でございます。

次に、118番、スポーツプラザ自家用電気工作物保安管理業務につきましては、スポーツプラザで使用しております受電設備の保安管理業務で、年度当初からの契約が必要なことから、債務負担行為の設定を行うものです。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は24万8千円でございます。

○酒和学校給食センター所長

続きまして、119番、給食センター排水処理施設維持管理業務につきましては、債務負担行為の期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を290万9千円とするものでございます。これは第一調理場及び第二調理場それぞれの排水処理施設の維持管理にあたり、4月1日から維持管理業務を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

120番、給食センター自家用電気工作物保安管理業務につきましては、債務負担行為の期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を50万7千円と設定するものでございます。これは第一調理場及び第二調理場それぞれの自家用電気工作物保安管理にあたり、4月1日から保安管理業務を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

12ページをごらんください。

121番、給食センターボイラー保守点検業務につきましては、債務負担行為の期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を119万2千円と設定するものでございます。これは第一調理場内にある3台のボイラーの保守点検を行うにあたり、4月1日から保守点検を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

122番、学校給食配送業務につきましては、債務負担行為の期間を令和元年度から令和2年度までとし、限度額を2千476万円と設定するものでございます。これは学校給食を配送するにあたり、4月から学校給食配送を開始するためには年度前に契約を行う必要があるため、債務負担行為とするものです。

以上で第3表、債務負担行為補正、1追加のセンターを終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小向委員

資料10ページの107番及び108番についてお伺いたします。

タブレット型PCと7校分ありましたが、具体的な台数及び小学校校図書室コンピュータ保守業務のコンピュータにつきましては、これの台数をお教えいただけないでしょうか。

○西貝学校教育課長

107番の7校でございますが、実住小学校、笹引小学校、二州小学校、二州小学校沖分校、川上小学校、八街北小学校、八街北中学校でございます。各学校に40台ずつのタブレット型コンピュータを配置してございます。

続きまして、108番の小学校図書室のコンピュータですが、各校1台ずつ設置しておりますので、13台でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

今の107番、108番に対しましては、期間が令和4年、また令和6年までとなっております。ほかの部分というのは単年度になっているわけですが、これは官公庁会計だから仕方ないとは思いますが、例えば、民間だと、キュービクルなんかの契約だと、当初契約すれば定額でずっと維持されるようなケースもございます。中には複数年でも構わないような契約でもいいのではないかと、限度額を書いてありますけど、毎年毎年金額が変わるものではない

ような気もします。複数年契約した場合も予算が削除できる可能性を含めている部分もあるのではないかと思うわけですが、単年度にしなくてはいけない主な理由、また、単年度にしたためにより部分というのがわかりましたら。誰に聞いていいか、難しいところなんですけど、どなたかご答弁いただきたいと思います。

○市川スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長

ご指摘いただきました各備品等の維持管理でございましたら、当然、長期期間、5年あるいは8年間という保守なんかは行っているところでございますが、こちらの方につきましては、各事業者さんがございますので、受電設備等の保安管理につきましては、毎年度契約という形で、新たな事業者さんが参入したときに安い方に移行できるようにという形で1年度契約という形で対応させていただいているところになりますので、ご理解いただければと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

保育園のエアコンの……。

○加藤委員長

何ページですか。

○小高委員

7ページの73ですね。空調保守点検業務、一般的には保守点検等は作動の状況であったりとか、フィルターをかえたりするだけと思うんですけど、保育園などは、カビとか何かが発生すると、非常に子どもたちの気管に影響があるんじゃないかと思います。中の除菌であったり、クリーニングの状況は、これに含まれているのか、1点、お伺いいたします。

○高山子育て支援課長

エアコンの空調機の保守点検業務なんですけれども、クリーニングについては含まれております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

6ページの70で、短期支援業務9万4千円ですが、また、71の病後児保育業務、過年度の実績はいかがだったか、お伺いいたします。

○高山子育て支援課長

子育て短期支援業務につきましては、乳児院のショートステイにあたるもので、イーハトーブさんが受けて契約をしていますけれども、前年度は利用する方はおりませんでした。

71番の病後児保育業務につきましては、こちらはお子さんが病気やけがの回復期という限定になってしまいますので、登録している方はどんどん増えているんですけども、利用している方は5人でした。

○小高委員

働いているお母さん方には、またお父さんには、こういう施設があることは、非常に有効で、八街にこの施設があるということは、非常にいいことだと思います。これをまだ周知できていない部分があったり、またいろんなところでPRはしていただいていると思いますが、ぜひ、困ったときには相互扶助の観点からも、また、行政のサービス、行政でやっている事業の一環として、告知の方法を工夫していただきまして、ぜひ、困っている方に利用していただく、またお子さんの発育のために利用していただける手法を広く周知していただけるように、今後ともしていただきたいとお願い申し上げて、質問を終わります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第9号、令和元年度八街市一般会計補正予算中当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小高副委員長

起立全員です。当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○吉田国保年金課長

それでは、議案第10号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の2ページ、第1表をごらんください

今回の補正につきましては、診療報酬明細書点検業務の経費につきまして債務負担行為の設定をしようとするものでございます。これは医療機関から請求されます診療報酬明細書の内容を点検し、疑義のあるものについては再審査請求を行い、適正な医療費請求に基づいた保険医療負担に努めるもので、令和元年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は診療報酬明細書の点検数に1件当たり5.5円を乗じて得た額とするものでございます。

以上で令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりました。質疑を許します。

○小向委員

ただいまお伺いしたところ、1件当たり5.5円を乗じて得た額と書かれておりますが、見込額がおわかりになればお答えいただけますでしょうか。

○吉田国保年金課長

来年度、令和2年度で当初予算の方で要求しておりますのは、184万8千円でございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第10号、令和元年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

○田中高齢者福祉課長

それでは、議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。

この補正は、第1表、債務負担行為補正による債務負担行為を追加しようとするものでございます。

詳細につきましては、八街市介護保険特別会計補正予算に関する説明書によりご説明いたします。

補正予算書の4ページをごらんください。

初めに、認定調査用等車両購入につきましては、軽乗用自動車5台購入に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。これは現在、リースしている認定用調査車両が令

和2年4月にリース期間が満了となる車両が2台、購入から20年以上経過し、老朽化した車両が2台及び介護支援者訪問用車両で、今回の台風21号の豪雨により水没した車両が1台の合計5台を新たに購入しようとするものでございます。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は673万3千円とするものでございます。

続きまして、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務につきましては、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条において策定が義務付けられております八街市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定業務に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。期間は令和元年度から令和2年度まで、限度額は418万円とするものでございます。

以上で令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○京増委員

第8期高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画策定業務なんですが、これは21年度から第8期が始まるんですよね。

○田中高齢者福祉課長

令和3年度から5年度までの3カ年の計画となります。

○京増委員

2021年ですよ、という意味なんですけど。わかりました。

それから、策定計画については、毎回のように職員でできないのかというところでお聞きしているんですが、もう8期目ということで、アンケートもとると思うし、それから、市民にとって必要なことというのは、ちゃんとわかるわけですから、何とか市の方で策定できないのかという点でお伺いします。

○田中高齢者福祉課長

本計画につきましては、高齢者福祉計画、また介護保険事業計画の2つの計画を1つのものとして策定するものでございまして、アンケート調査業務などの企画や設計及び介護保険事業の実績検証などを実施しまして、計画期間内の介護保険事業の健全な運営を行うための目標設定など、専門的な知識を必要とすることから委託するものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第11号、令和元年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時49分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員